

保適証サービスをご利用中の指定整備事業者の皆様へ

保適証サービス（電子保安基準適合証システム）に登録されている以下の内容に変更が生じる場合、国に届け出る変更届とは別に「保適証サービス【変更】申込書」を変更の2週間前までに整備振興会に提出してください。自らシステム内での変更・修正は行わず、必ず変更申込書をご提出ください。

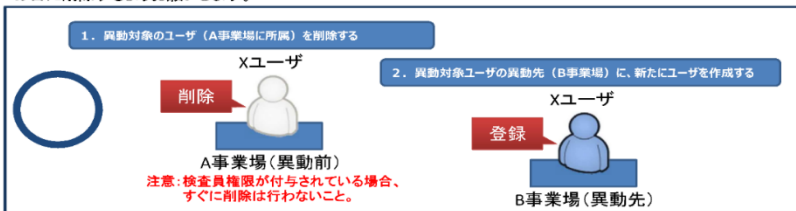
- ・ 事業者の氏名または名称
- ・ 事業者の住所
- ・ 拠点管理担当者部署名
- ・ 氏名
- ・ 事業場の名称
- ・ 事業場所在地
- ・ 事業場管理責任者※
- ・ 口座情報の変更
- ・ 事業場情報の削除

※新規申込の際、拠点管理機能使用「有」を選択した場合、事業場管理責任者については拠点管理担当者による編集が可能であり、書類の提出は不要です。

- ・ 検査員の変更の際は事業管理責任者がシステム上で変更を行うことができます。変更は下図の要領に従ってください。

事業場ユーザの異動時におけるシステムでの対応方法

指定整備工場事業者権限ユーザー向け 操作マニュアル P14~20と併せてご確認ください。
自身のA事業場のユーザが、B事業場に異動する場合には、異動対象ユーザIDを一旦削除し、新しいユーザとして異動先にユーザIDを作成するようにしてください。
A事業場のユーザIDに検査員権限が付与されている場合は、当該ユーザが最後に検査をした日から16日目以降の日に削除するようお願いします。



異動処理のNGパターンの補足説明

指定整備工場事業者権限ユーザー向け 操作マニュアル P18と併せてご確認ください。

前スライドでの×の例の通り、利用者変更処理において「所属組織ID」を変更する方法でユーザの異動処理を行わないように注意してください。
利用者変更処理においては、当該ユーザIDへの権限の付与・削除についてのみ行ってください。

「保適証サービス【変更】申込書」用紙は、整備振興会の窓口に準備しております。その他ご不明な点がございましたら業務一課までお問い合わせください。
TEL 0952-30-8181